

No. 2-6

「介護雇用管理改善等計画」（改正案）新旧対照表

改 正 案	現 行
第1 計画の基本的考え方	第1 計画の基本的考え方
<p>1 計画策定の目的</p> <p>我が国の急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症等により介護を必要とする高齢者が増加を続けることが見込まれる中で、介護サービスが質・量の両面で的確に提供されるシステムは必要不可欠である。</p> <p>このため、平成12年4月1日より介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されたといふのであるが、これに伴い社会福祉法人のみならず、民間企業、医療法人、NPO等様々な事業主が介護分野に参入している。このような多様な事業主の参入により、介護保険制度の対象となるサービスはもちろん対象外のサービスも含め、利用者本位の多様な介護サービスが効率的に提供され得るものと考えられる。</p> <p>一方、現下の厳しい雇用失業情勢に対応するとともに、中長期的に産業構造の転換が進展する中で我が国経済の活力を維持しつつ雇用の安定を図っていくためには、今後成長が期待される介護分野において新たな雇用機会の創出等を進めていくことが喫緊の重要課題となつている。</p> <p>このような動向の中で、新たに創出される雇用機会を良好なものとし、かつ、事業主が良質な介護労働者を十分に確保することがで</p>	<p>1 計画策定の目的</p> <p>我が国の急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや痴呆等により介護を必要とする高齢者が増加を続けることが見込まれる中で、介護サービスが質・量の両面で的確に提供されるシステムは必要不可欠である。</p> <p>このため、平成12年4月1日より介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されたといふのであるが、これに伴い社会福祉法人のみならず、民間企業、医療法人、NPO等様々な事業主が介護分野に参入していく。このような多様な事業主の参入により、介護保険制度の対象となるサービスはもちろん対象外のサービスも含め、利用者本位の多様な介護サービスが効率的に提供され得るものと考えられる。</p> <p>一方、現下の厳しい雇用失業情勢に対応するにともない、中長期的に産業構造の転換が進展する中で我が国経済の活力を維持しつつ雇用の安定を図っていくためには、今後成長が期待される介護分野において新たな雇用機会の創出等を進めていくことが喫緊の重要課題となつていて。</p> <p>このような動向の中で、新たに創出される雇用機会を良好なものとし、かつ、事業主が良質な介護労働者を十分に確保することができる</p>

ある以上、介護分野における労働の特性、社会保障施策との連携に留意しつつ、介護分野の能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備、労働者の福祉の増進、これらの施策と相まつた労働力確保と良好な雇用機会の創出の支援のための雇用管理改善施策が一體的に実施される必要がある。

以上の計画は、(1)のよつた基本的認識の下、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成4年法律第63号。以下「介護労働者法」といふ。)に基づき、今後講じなければならない施策に関する基本的事項を示すものである。

2 計画の期間

(1)の計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とする。されど、介護労働者の継続雇用等を図る、介護保険制度や障害保健福祉制度の見直しが行われてこないから、その結果等に十分留意しつつ、必要な見直しを行つるものとする。

第2 介護労働者の雇用の動向

1 介護労働者の雇用の動向

(1) 高齢者等に対する介護需要

今後、我が国の高齢化は急速な速度で進展し、全人口に占める65歳以上人口が2005年 $\pm 19.9\%$ (2,539万人)であったのが、2010年 $\pm 22.5\%$ (2,874万人)、2025年 $\pm 28.7\%$ (3,47

ある以上、介護分野における労働の特性、社会保障施策との連携に留意しつつ、介護分野の能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備、労働者の福祉の増進、これらの施策と相まつた労働力確保と良好な雇用機会の創出の支援のための雇用管理改善施策が一體的に実施される必要がある。

上の計画は、(1)のよつた基本的認識の下、第147回通常国会で成立した「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の一部を改正する法律」(平成12年法律第12号。平成12年4月1日施行)による改正された「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成4年法律第63号。以下「介護労働者法」といふ。)に基づき、今後講じなければならない施策に関する基本的事項を示すものである。

2 計画の期間

(1)の計画の期間は、平成12年度から平成16年度までの5年間とする。

第2 介護労働者の雇用の動向

1 介護労働者の雇用の動向

(1) 人口の高齢化と要介護老人の増加

今後、我が国の高齢化は急速な速度で進展し、全人口に占める65歳以上人口が2000年 $\pm 17.2\%$ (2,190万人)であったのが、2010年 $\pm 22.0\%$ (2,813万人)、2025年 $\pm 27.4\%$ (3,31

3人)となり、国政の4人に1人以上が65歳以上という状況となる。

また、生産年齢人口一人当たりの65歳以上人口の比率をみると、2005年より0.30であったものが、2010年より0.35、2025年には0.48と急激に上昇するものが見込まれる。

以上の点で、寝たきり老人の数は2000年の120万人程度から2010年には170万人程度に、2025年には230万人程度に増加するものと見込まれる。また、要介護の高齢性老人(寝たきりの者を除く。)の数は2000年の20万人程度から2010年には30万人程度に、2025年には40万人程度に増加するものと見込まれる。

以上の点で、介護保険法に基いて要介護、要支援される高齢者等は平成15年度は380万人程度であるが、平成20年度には500万人から520万人程度に、平成26年度には600万人から640万人程度に達するとの見込まれており、今後これらの方に対する介護需要がますます増大するものとなる。

(a) 障害者に対する介護需要

(b) パーマンパッカ及ぼ障害者への

以上の状況に対し、高齢者の保健福祉の分野における公共サービスの基盤整備を進めるため、平成11年度末までにこゝでは「新・高齢者保健福祉10か年戦略(新"パルマッカ")」と題でき施策が推進されてきたが、平成12年度以降にへじては、介護保険制度の下高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るために、介護サービス基盤の整備を中心とした総合的なプランとして「今後

5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(「一
般化計画」、21)」が策定されています。

今後10年間、平成16年度における介護サービス提供の見込
量は、ホームヘルパー35万人(平成12年度当初の17万人から1
8万人の増加)、デイサービス・デイケア2万6千カ所、短期入所
在宅介護9万6千人分、特別養護老人ホーム36万人分等となって
いる。

この目標値に基づき、特別養護老人ホーム等の介護職員や看
護婦等の必要人員を試算すると、それぞれ5万人、10万人の労
働需要の増加となり、ホームヘルパーの増加と合わせると、33
万人の労働需要の増加が見込まれる。

また、平成7年12月には、「障害者プラン」が策定され、障
害者に対する介護サービスの充実を図るため、平成19年度までに整
備すべき目標として、ホームヘルパー約6万人の確保、シニア
トステイ約5,600人分の整備、トイサークル約1,600カ所の整備
等の目標が定められており、これにより一定の労働需要が生じ
る事が見込まれる。

現在、これらの数値目標を達成すべく、ホームヘルパーの養
成や施設の整備等が進められています。

2 介護労働者の供給の見通しと施策の方向

労働力人口全体についていたが、2005年から2010年かけては50万人
の減少が見込まれ、特に15~34歳についていた231万人の減少となる
見込みである。

2 介護労働者の供給の見通しと施策の方向

労働力人口全体についていたが、2000年から2005年までの間は77万人
の増加が見込まれたが、2005年から2010年についていた120万人
の減少が見込まれ、特に15~34歳についていた269万人の減少となる

平成14年12月には、「新障害者プラン」が策定され、障害者
に対する介護サービスの充実を図るため、平成19年度までに整
備すべき目標として、ホームヘルパー約6万人の確保、シニア
トステイ約5,600人分の整備、トイサークル約1,600カ所の整備
等の目標が定められており、これにより一定の労働需要が生じ
る事が見込まれる。

現在、これらの数値目標を達成すべく、ホームヘルパーの養
成や施設の整備等が進められています。

介護分野の労働力については女性労働者が大半を占めるとともに、年齢についても60歳以上の者が多いといった特徴を持っている。したがって、当面は若年者を中心とした労働力人口の減少の直接的な影響を受けることはないが、今後の介護需要の急速な増加や介護労働の一般的特徴である就業時間帯の多様化等を勘案すると、少なくとも次の点に留意し、介護分野における労働力の確保と良好な雇用機会の創出対策を早急に実施していくことが適当である。

(1) 最近の中高年齢者を中心とした厳しい雇用失業情勢の下、介護分野は、これらの者に係る雇用機会の創出を図っていくことが可能な分野である」と。

(2) 肉体的な負担の比較的少ない介護労働については、高齢者がその扱い手となることが可能であると考えられることから、高齢者人口が今後も急速に増加していくことが見込まれる中で、そのような高齢者のうち比較的壮健な者を介護労働者として確保することは今後ますます重要になると考えられる。

(3) 介護労働の一般的特徴である就業時間帯の多様化等に対応するためには、短時間労働者が重要と位置付けられる。したがって、今後短時間就労を希望する労働者の雇用機会の創出に配慮していく必要がある」と。

見込みである。

介護分野の労働力については女性労働者が大半を占めるとともに、年齢についても60歳以上の者が多いといった特徴を持っている。したがって、当面は若年者を中心とした労働力人口の減少の直接的な影響を受けることはないが、今後の介護需要の急速な増加や介護労働の一般的特徴である就業時間帯の多様化等を勘案すると、少なくとも次の点に留意し、介護分野における労働力の確保と良好な雇用機会の創出対策を早急に実施していくことが適当である。

(1) 最近の中高年齢者を中心とした厳しい雇用失業情勢の下、介護分野は、これらの者に係る雇用機会の創出を図っていくことが可能な分野である」と。

(2) 肉体的な負担の比較的少ない介護労働については、高齢者がその扱い手となることが可能であると考えられることから、高齢者人口が今後も急速に増加していくことが見込まれる中で、そのような高齢者のうち比較的壮健な者を介護労働者として確保することは今後ますます重要になると考えられる」と。

(3) 介護労働の一般的特徴である就業時間帯の多様化等に対応するためには、短時間労働者が重要と位置付けられる。したがって、今後短時間就労を希望する労働者の雇用機会の創出に配慮していく必要がある」と。

1 介護労働者の雇用管理の改善等

介護関係業務については、身体介護として要介護者の入浴の介助、抱き起し等の移動の介助を行う等肉体的負担が大きい場合が多く、また、情緒の安定しない者の介助等精神的負担の大きい場合も多い。

やむと、24時間巡回介護への対応等不規則な労働時間になることが多い。

一方で、介護労働の分野は、介護保険制度の対象となるサービスはもちろん対象外のサービスについても今後成長が大いに期待されている。

」のような介護労働の分野を魅力あるものとし、良好な雇用機会を創出するにむけ、今後の労働需要の拡大に対応する介護労働者の供給を確保する観点から、介護関係業務を行う事業主による短時間労働者を含む介護労働者の雇用管理の改善等を促進するため、社会福祉社や医療の専門家との連携を図りつつ以下の施策を推進する。なお、対象事業主には、社会福祉法人、民間企業、医療法人、NPO、農協、生協等幅広い事業主を含むものとする。

(1) 介護雇用管理支援助成金の活用促進

介護分野の労働力の確保と良好な雇用機会の創出を促進する

ため、介護関係業務を行う事業主が介護事業の開始や新サービスの提供等に伴い一定の措置を講じた場合に介護労働者法に基づく指定法人である介護労働安定センター等が支給する次の助成金(介護雇用管理支援助成金)の活用を促進する。

- ① 事業主が新たに雇用管理の改善及び介護労働者の教育にお

1 介護労働者の雇用管理の改善等

介護関係業務については、身体介護として要介護者の入浴の介助、抱き起し等の移動の介助を行う等肉体的負担が大きい場合が多く、また、情緒の安定しない者の介助等精神的負担の大きい場合も多い。

やむと、24時間巡回介護への対応等不規則な労働時間になることが多い。

一方で、介護労働の分野は、介護保険制度の対象となるサービスはもちろん対象外のサービスについても今後成長が大いに期待されている。

」のような介護労働の分野を魅力あるものとし、良好な雇用機会を創出するにむけ、今後の労働需要の拡大に対応する介護労働者の供給を確保する観点から、介護関係業務を行う事業主による短時間労働者を含む介護労働者の雇用管理の改善等を促進するため、社会福祉社や医療の専門家との連携を図りつつ以下の施策を推進する。なお、対象事業主には、社会福祉法人、民間企業、医療法人、NPO、農協、生協等幅広い事業主を含むものとする。

(1) 介護雇用創出助成金の活用促進

介護分野の労働力の確保と良好な雇用機会の創出を促進する

ため、介護関係業務を行う事業主が介護事業の開始や新サービスの提供等に伴い一定の措置を講じた場合に介護労働者法に基づく指定法人である介護労働安定センター等が支給する次の助成金(介護雇用創出助成金)の活用を促進する。

- ① 事業主が新たに労働者を雇い入れた場合、その賃金の一部